

被災者生活再建支援制度

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額は下記2つの支援金の合計になります(ただし、世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額が4分の3になります。) 		
	○ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)		
		住宅の被害程度	
		全壊	大規模半壊
	支給額	100万円	50万円
	○ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)		
		住宅の再建方法	
		建設・購入	補修
			賃借 (公営住宅を除く)
支給額	200万円	100万円	50万円
※1回目に賃借50万円で申請し、2回目に建設・購入で申請した場合、支給			
○ 申込期間 基礎支援金:災害のあった日から13か月の間			
加算支援金:災害のあった日から37か月の間			
活用できる方	被害認定を受けられた方で、住宅が全壊または大規模半壊と認定された世帯(被害の程度は「り災証明書」に記載されます。)が対象となります(ただし、住宅を取り壊さなければならない特別な事情がある場合は、上記の被災区分以外でも考慮の対象となりますので、ご相談ください。)		
申請の方法	社会福祉課窓口まで、以下のものをご持参いただきお手続きください。		
	※申請開始時期につきましては、後日お知らせいたします。		
申請書類	【持参物】	○印鑑、振込口座のわかる預金通帳、住民票、り災証明書(原本)	
		○加算支援金を受ける場合は購入や契約書などの写し	
	【窓口配付】	○申請書	
支給の時期	処理が整い次第のお振込みとなります。 ただし提出書類において訂正などがない場合に限りです。		
問い合わせ	社会福祉課 TEL:23-2912		

住宅に関する支援制度

1. 住宅の応急修理制度

平成27年9月関東・東北豪雨により「大規模半壊または半壊した住宅」の応急修理にかかる費用の一部を市が助成する制度です。

1.対象となる世帯

- ・大規模半壊または半壊の被害を受けたこと
(市が発行するり災証明書が必要となります。)
- ・応急修理を行うことによって避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること
- ・原則として公的住宅などの無償提供を受けないこと

※その他所得などの要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

2.基準額など

応急修理のため支出できる費用は、1世帯あたり56万7千円以内が限度額となります。

3.住宅の応急修理の範囲

屋根などの基本部分、上下水道などの配管、トイレなどの衛生設備などの日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

(対象外の例:平成27年9月関東・東北豪雨の被害と直接関係のない修理、内装に関するもの、家電製品など)

4.申請方法

建設課TEL30-6200へお問い合わせください。